

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例
附則第3項の規定による届出に関する規則をここに公布する。

平成22年5月6日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第12号

**広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改
正する条例附則第3項の規定による届出に関する規則**

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例
(平成22年広島県条例第20号) 附則第3項の規定による届出は、別記様式による届出書を風
俗案内業に係る事業所ごとに、当該事業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出して
行うものとする。

附 則

この公安委員会規則は、平成22年6月1日から施行する。

別記様式

その1	※受理 年月日		※受理 番号	
<p>風俗案内業届出書</p> <p>広島県歡樂的霏田氣を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>				
氏名又は名称 (ふりがな)		-----		
住所又は主たる事務所の所在地		〒 - () -		
生 年 月 日		年 月 日生		
その法人にあっては、 代表者	氏名 (ふりがな)	-----		
	住所	〒 - () -		
	生 年 月 日	年 月 日生		
事業所の名称 (ふりがな)		-----		
事業所の所在地		〒 - () -		

その2					
事業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の事業所の位置	事業所の積床面積		m ²	
	風俗案内に使用する設備	種類	概要	要	数量
	音響設備				
防音設備					
その他の設備					
統括業務管理する者を	氏名	(ふりがな)			
	住所	〒 - () -			
	生年月日	年 月 日生			
※ 管轄警察署		警察署	受理者	㊟	

注1 ※印欄には、記載しないこと。

2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 「建物の構造」欄には、木造家屋にあっては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。

4 「建物内の事業所の位置」欄には、事業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。

5 「風俗案内に使用する設備」欄には、風俗案内に使用する設備(パーソナルコンピュータ等)について記載すること。

6 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。

7 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。

8 「その他の設備」欄には、風俗案内に使用する設備以外の設備(テレビ、テーブル等)について記載すること。

9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。